職員の懲戒処分の公表について

この度、本学の職員に対し懲戒処分を実施しましたので、下記のとおり公表します。

記

【処分内容】諭旨解雇
【交付年月日】令和8年11月2日
【職種・年代・性別】准教授・40歳代・男性

対象者は、学生に対して、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに該当する発言を行いました。
なお、事案の詳細については、被害者のプライバシーにも関わることであるため、公表を差し控えることといたします。

大学における教育環境を悪化させた責任は重大であり、大学組織秩序の見地から看過することはできないとの結論に達しました。
よって、国立大学法人九州大学就業通則第44条第1項第1号及び第7号に該当するとし、懲戒処分として、同条第2項第2号に規定する「諭旨解雇」とすることを相当と認めました。

これまでも本学では法令遵守の徹底を図ってきたところですが、今回のことを厳粛に受け止め、全学の職員に対して、職員としての倫理意識の高揚及び学内の秩序維持に努めてまいります。

令和8年11月2日
国立大学法人九州大学